

## 乗合バスの協議運賃について

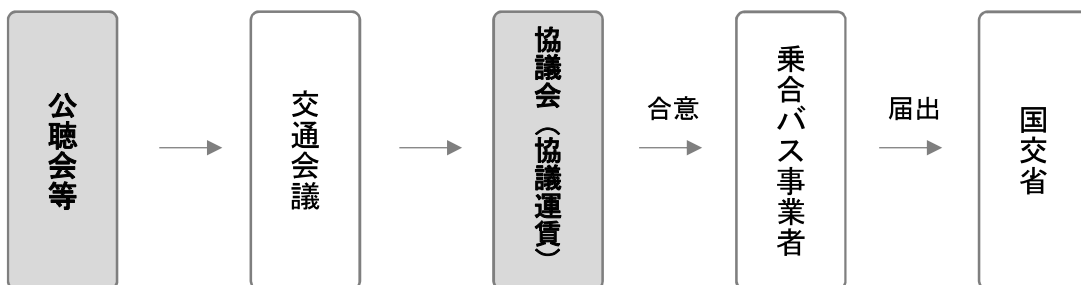
## 1 経緯

- ・ 道路運送法の改正に伴い（R5.10.1 施行）、従来、交通会議にて協議されていた協議運賃（※）について、独禁法上のカルテルにあたらぬよう、別の協議会を設置して協議することとなった（法第9条第4項）
- ・ また、協議会の開催にあたり、市は事前に公聴会の開催等により、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととなった（法第9条第5項）

## ※協議運賃制度

乗合バス事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、運賃について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出にて足りること

## 【参考】会議の流れ（イメージ）



## 2 協議運賃による事例

市自主運行バス 路線名	道路運送法
両河内線（宍原系統）	第4条許可
ゆいばす	第4条許可
由比・蒲原病院線	第4条許可

※①両河内線（大平・板井沢系統、但沼系統）、②井川地区自主運行バスについては、交通空白地有償運送（法第79条登録）であり、協議運賃ではない

## 3 今後の対応

- ・ 協議会は、交通会議の下部組織とする位置付けも可能であることを踏まえ、静岡市地域公共交通会議規約の改正を含めて、検討していく
- ・ 静岡市地域公共交通会議規約の改正及び協議運賃に関する協議会の設置については、次回の交通会議もしくは書面決議にて審議していただく

## 【参考】道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

### 第九条

(1～3省略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(以下省略)

## 法第9条第4項の協議会（協議運賃）

根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



# 法第9条第5項の公聴会の開催等について

## 道路運送法第9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、市町村の長又は都道府県知事は公聴会の開催、パブリックコメントの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

## 公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



④アンケート調査  
(住民)  
(利用者)



+ ⑤事業者団体へのヒアリング  
(利害関係者)

※ ( ) 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。

## 静岡市地域公共交通会議規約

(名称)

第1条 この会議は、静岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、活性化再生法第5条の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議し、地域公共交通計画に基づく事業の実施に必要な事務を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃の協議に関すること。
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成、実施及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、別表1並びに別表2に掲げる者及び別表3に掲げる組織を代表する者を委員として組織する。なお、組織改正等による名称等の変更については、交通会議の議事とせず、更新することができる。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。ただし、会長、副会長及び監事は兼任することができない。

3 役員任期は2年とする。ただし、役員が欠けたことにより選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。

2 会長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、交通会議の会計を監査し、その結果を交通会議に報告する。

(委員の任期)

第7条 別表1に掲げる委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、会長の承認を受けることにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合については、非公開で行うことができる。

(幹事会)

第9条 第3条各号に掲げる所掌事務について、必要な調査及び研究をさせるため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(会議録の調製)

第10条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

(4) 会議録署名人の選任に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長のほか、会議に出席した委員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第8条6項ただし書の規定により会議が非公開とされた場合において、会議終了後も会議録及び会議資料を公開することにより交通会議の活動に支障が生ずると認められる場合は、その理由を明らかにして、非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 交通会議の庶務を処理するため、静岡市都市局都市計画部交通政策課に事務局を置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年9月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月11日から施行する。

別表1（第4条、第7条関係）

学識経験者
静岡文化芸術大学 名誉教授 川口宗敏
埼玉大学大学院理工学研究科 教授 久保田尚
静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 教授 岸昭雄

別表2（第4条関係）

自治会・行政機関
静岡市葵区自治会連合会 会長
静岡市駿河区自治会連合会 会長
静岡市清水区自治会連合会 会長
静岡中央警察署 交通課長
静岡南警察署 交通課長
清水警察署 交通課長
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局首席運輸企画専門官
国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所計画課長
静岡県 交通基盤部都市局地域交通課長
静岡県 交通基盤部清水港管理局企画整備課長代理
静岡市 建設局道路部長
静岡市 都市局都市計画部交通政策・MaaS担当部長

別表3（第4条関係）

組織
一般社団法人静岡県バス協会
しずてつジャストライン株式会社
山梨交通株式会社
信興バス株式会社
日本平自動車株式会社
商業組合静岡県タクシー協会静岡支部



商業組合静岡県タクシー協会清水支部
静岡鉄道株式会社
富士山清水港クルーズ株式会社
ジャストライン労働組合
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー